

西条市農業委員会 令和7年度 第9回総会 議事録

- 日 時 令和7年1月25日(木) 午後2時30分から午後2時59分まで
- 場 所 西条市中央公民館 1階 多目的ホール
- 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名
- 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.7%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

○農業委員出席者氏名

会長	8番	加藤 茂				
会長代理	23番	眞鍋 美鈴				
委員	1番	越智 一志	10番	篠森 均	19番	徳永 耕治
	2番	明比 典正	12番	武方 謙一	20番	宇佐美好正
	3番	徳増 靖記	13番	鈴木 伸二	22番	岡田 貴洋
	4番	一色 達夫	14番	武田 弘文	24番	宇野 嘉秀
	5番	白木あゆみ	15番	武田 喜義		
	6番	藤田 孝明	16番	曾我部英樹		
	7番	近藤 明弘	17番	武田 安博		
	9番	長谷川孝師	18番	山内ふさえ		

○欠席者氏名

11番 眞鍋 覚 21番 余吾 秀利

○推進委員出席者氏名

委員	2番	一色 信之	12番	眞田 克彦	23番	黒河 祐二
	3番	加藤 武司	13番	平木 克彦	24番	渡部 靖
	4番	高橋 滉雄	14番	中川 英隆	25番	佐伯 保親
	5番	伊藤 龍二	15番	武田 義臣	26番	佐伯 静雄
	6番	伊藤 正夫	16番	山田 好一	27番	玉井 隆志
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	28番	桑原 俊樹
	8番	宮武 恭宏	19番	管 辰郎	29番	小倉 謙治
	9番	岡本 省三	20番	高木 秀昭	30番	日野 貴文
	10番	安藤 英利	21番	高橋 寿夫		
	11番	近藤 仁志	22番	佐山 林壱		

○欠席者氏名

1番 寺田 昌直 18番 楠窪 和彦

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について
議案第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局及びその他の職員

○農業委員会事務局

事務局長	渡邊賢一郎	西部分室長	近藤公一
事務局次長	高橋徹也	事務局担当次長	橋田勇作
事務局副主査	遠藤竜彦		

7. 議事内容

事務局 皆さまこんにちは。定刻が参りましたので、ただ今から令和7年度第9回総会を開催いたします。
皆さま、ご起立をお願いいたします。一同「礼」。ご着席ください。
はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会長 【会長挨拶】

事務局 ありがとうございました。
それでは議事に入らせていただきます。議事の進行は、農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっております。加藤会長、よろしくお願ひいたします。

【会長、議長席に着く】

議長 これより私が本日の議事進行を務めさせていただきます。これより先は着座にて進行いたしますので、よろしくご審議をお願いをいたします。
それでは、ただ今より令和7年度 第9回西条市農業委員会総会を開会いたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まず、議事録署名人の指名を私の方からさせていただきます。武田喜義委員、武田安博委員の両委員にお願いをいたします。
本日欠席届が出ておりますので報告をしておきます。まず、農業委員からは、11番 眞鍋覚委員、21番 余吾秀利委員、また、農地

利用適化推進委員からは、1番 寺田昌直委員、18番 楠窪和彦委員から出ておりますのでご報告をいたします。

ただ今の出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。

書記については、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。

農地法第3条関係

議長 議案書につきましては3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願いいたします。それでは失礼して、着座にてご説明させていただきます。

議案第1号についてご説明する前にお詫びとお願いがございます。お手元にお配りさせていただいております、議案第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、であります。証明の交付を申請した当事者による農地の管理に不手際があり証明ができずになりましたが、この度、繁茂していた雑草の刈り取りもでき、お詫びさせていただくことができる運びとなりました。本来であれば、12月受付、1月総会とすべきでありますが、相続税の納税猶予に係る税務署への報告の義務が生じていることからこれ以上期間を開けると著しく当事者が不利益をこうむる恐れがあるため、本人へ口頭で注意を行ったうえ、事前に会長、地区委員に事情を説明し、ご了承をいただきましたので、ご理解を賜ればと存じます。合わせて、議案書1ページの日程表、2ページの件数及び面積内訳表も差替えをお配りしておりますので、本日はそちらをご覧いただき、お手数ですがお手持ちの議案書の差替えをお願いいたします。それでは、議案第1号についてご説明させていただきます。

議案書4ページをご覧下さい。

127号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

128号は、○○の○○氏が、新規就農のため、○○の○○氏から所有権の移転をしようとする申請でございます。

129号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

130号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の

○○ 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

131号は、○○の ○○ 氏が、○○の ○○ 氏から現在、基盤強化促進法に基づき賃借権設定で借り入れ中の農地について、所有権の移転をしようとする申請でございます。

議案書5ページをご覧ください。

132号は、○○の ○○ 氏が、基盤強化促進法により設定中の賃借権を3条許可により更新するため、○○の ○○ 氏ほか○名から改めて賃借権の設定を受けようとする申請でございます。

133号は、○○の ○○ 氏が、経営規模拡大のため、○○の ○○ 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書6ページをご覧ください。

134号は、○○の ○○ 規氏が、経営規模拡大のため、○○の ○○ 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

135号は、○○の ○○ 氏が、経営規模拡大のため、○○の ○○ 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

136号は、○○の ○○ 氏が、経営規模拡大のため、○○の ○○ 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

137号は、○○の ○○ 氏が、新規就農のため、○○の ○○ 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

138号は、○○の有限会社 ○○が、経営規模拡大のため、○○の ○○ 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書7ページをご覧ください。

139号は、○○の有限会社 ○○が、経営規模拡大のため、○○の ○○ 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

140号は、○○の ○○ 氏が、新規就農のため、○○の ○○ 氏ほか○名から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

141号は、○○の ○○ 氏が、経営規模拡大のため、○○の ○○ 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書8ページをご覧ください。

142号は、○○の○○ 株式会社が、経営規模拡大のため、○○の ○○ 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

143号は、○○の ○○ 氏が、新規就農のため、○○の ○○ 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

144号は、○○の ○○ 氏が、新規就農のため、○○の ○○ 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書9ページをご覧ください。

145号は、○○の ○○ 氏が、新規就農のため、○○の ○○ 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

146号は、○○の ○○ 氏が、経営規模拡大のため、○○の ○○ 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

147号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。以上21件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

ただ今事務局より説明がありました案件の中で、128号、137号、140号、143号、144号及び145号は新規就農であり、128号及び144号の新規就農者については、面接を行っていただいておりますので、地区委員からご報告をいただきたいと思います。

まず、128号について、越智一志委員さんの方からご報告をお願いをいたします。

越智一志委員 今回の新規就農希望者につきまして、11月17日に西条市役所本庁において面接を行いました。面接を行ったのは、寺田委員と私、越智です。当案件の申請人は、○○の○○氏、○○歳であります。

申請人は、申請地の隣にある株式会社○○の代表取締役を務めています。また、申請人の実家が農家であり、現在も親の土地にて果樹を栽培しているとのことであります。今回、○○の農地○○平米を購入する運びとなり、野菜を耕作したいとのことから、今回の申請となっております。また、申請人の会社内においても一緒にやりたい社員がいるとのことから、希望する社員と一緒に耕作したいとのことであります。

こちらからは、西条市での営農について説明を行い、面接を終了しました。最後に、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございました。

つづいて、144号について、曾我部英樹委員さんからご報告をお願いをいたします。

曾我部英樹委員 今回の新規就農希望者につきまして、11月12日に丹原サービスセンターにおいて面接を行いました。面接を行ったのは、高木委員と、私、曾我部です。当案件の申請人は、○○の○○氏、○○歳であります。

申請人は、○○人の父と○○人の母との間に生まれ、国籍は○○になりますが、日本での永住権を取得しており、○○と○○に事業を開発する、○○株式会社の代表取締役を務めています。また、申請人は、○○の出身であり、○○の住所ではありますが、一年の大半は

〇〇の実家にて生活しているとのことであります。今回、〇〇での事業の撤退を考えており、〇〇の社員の社宅を〇〇で探していたところ、申請地の隣にある住宅を購入する運びとなり、その際に、事業の一環として農業を取り入れたいとの思いから、当該申請地〇〇平米を購入するため、今回の申請となっております。主に、米と季節野菜を耕作する予定であり、近所の農家からのサポートを受けながら耕作を行う予定であります。

こちらからは、水利組合についての説明と、草刈り等の管理についての説明を行い、面接を終了しました。最後に、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございました。

越智委員さんをはじめ面接に携わっていただきました委員の皆さん、大変お忙しい中、お世話になりました。

つづきまして、同じく新規就農の案件の中で、137号、140号、143号及び145号については、いずれも自家消費用の作物の栽培を目的としたものであり、面接は行っておりませんので、事務局担当より報告をいたします。

事務局 失礼します。

137号の譲受人である 〇〇 氏ですが、実家が農家であり、実家の手伝いや知人の農家の手伝いをしているとのことであります。今回、手伝いをしていた農地を譲ってもらえることとなり、今回の申請となっております。主に季節野菜を耕作したいとのことであります。

140号の譲受人である 〇〇 氏ですが、申請人は、〇〇の出身であり、実家は農家であります。今回、実家の向かいにある農地を購入する運びとなったことから、今回の申請となっております。主に、米を作る予定であり、農業を営んでいる祖父が指導、農機具等についてサポートすることであります。

143号の譲受人である 〇〇 氏ですが、申請地の隣に農地法第5条転用にて自宅を建築する予定であります。その残地を購入し、自家消費用の野菜を耕作したいとのことから、今回の申請となっております。インターネット等を活用し、勉強しながら耕作したいとのことであります。

145号の譲受人である 〇〇 氏ですが、申請人は、〇〇の出身であり、現在は〇〇に居住しております。申請人の祖父母が柿農家であり、以前に手伝いをしていた経験があるとのことであります。今回、実家の隣にある農地を購入する運びとなったことから、今回の申請と

なっております。主に、柑橘といちじく、季節野菜を耕作する予定としているとのことであります。

なお、こちらの4件につきましては、規模拡大の予定はないとのことであり、農地は農地として管理するよう確約させその旨の誓約書の提出も受けております。

以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました21件について、審議の前に127号から順次地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 127号 問題ありません。

128号 問題ありません。

129号、130号 問題ありません。

131号 問題ありません。

132号 問題ありません。

133号、134号、135号 問題ありません。

136号、137号 問題ありません。

138号、139号 問題ありません。

140号、141号、142号 問題ありません。

143号、144号 問題ありません。

145号 問題ありません。

146号、147号 問題ありません。

議長 ありがとうございました。

地元の委員さんの方からも問題ないということではあります、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上21件を原案どおり許可することといたします。

農地法第5条関係

議長 つづいて、議案書につきましては10ページ、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題と

いたします。

まず、議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局 議案書 1 1 ページをご覧ください。

8 1 号は、○○の○○ 株式会社が、○○の ○○ 氏から所有権の移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

8 2 号は、○○の株式会社 ○○が、○○の ○○ 氏ほか○名から所有権の移転を受け、建売住宅を 2 棟建設し、販売しようとする申請でございます。

8 3 号は、○○の有限会社 ○○が、○○の ○○ 氏から所有権の移転を受け、建売住宅を 9 棟建設し、販売しようとする申請でございます。

以上 3 件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございました。

ただ今事務局から説明がありました 3 件でございますが、まず 8 1 号より地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 8 1 号 問題ありません。

8 2 号 問題ありません。

8 3 号 問題ありません。

議 長 ありがとうございました。

地元の委員さんからは問題ないということではあります、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございました。

「異議なし」ということでありますので、以上 3 件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定

議 長 つぎに、議案書につきましては 1 2 ページ、議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明をいたします。

事務局

議案書13ページをご覧ください。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているかなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしていることをご報告させていただきます。詳細につきましては、議案書14ページから26ページとなっております。

このたび意見照会のありました農用地利用集積等促進計画（案）のうち、権利設定の件数は、50件、面積は、21万1,898.66平米、所有権移転の件数は、5件、面積は、2万5,319平米となっています。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

ただ今事務局より説明がありましたが、その中で議案書24ページの整理番号 第47号の借受人は、新規就農者ですが、自家消費用の作物の栽培を目的としたものであり、面接は行っておりませんので、事務局より報告をいたします。

事務局

事務局より報告させていただきます。

今回の新規就農者は〇〇の〇〇氏、〇〇才であります。〇〇氏は義父の入院を機に就農し、その後14年間、義弟と共に協力して農業に従事しておりました。今回、隣接する農地の管理を依頼されたことを受け、〇〇の農地〇〇平米を借り受け就農する予定です。栽培作物は米で、主に自家消費を目的としています。〇〇氏の就農については特に問題はないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

ただ今事務局より一括して説明がありましたが、この件に関しまして、何かご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ありがとうございました。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願

議長 つぎに、会の当初に事務局より報告がありました追加案件ですが、議案第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、を議題といたします。

まず議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 お手元にお配りした、追加議案資料2「引き続き農業経営を行っている旨の証明関係」と記載された資料をご覧ください。

申請人の〇〇氏は、〇〇在住ですが、平成18年に〇〇地番の農地3筆を相続し、相続税の納税猶予を受けております。この証明は3年ごとに相続した農地を適正に管理していることを農業委員会が証明し、税務署に関係書類と共に提出する必要がございます。先ほども申し上げましたとおり、当初申請のあった8月8日現在、農地の管理を適正に行っておらず、このままでは不耕作である旨の証明をせざるを得なくなってしまうことを説明し、本人から雑草の除去をした後に連絡するとの回答を得たため、税務署へ相談したうえで適正管理後に連絡があることを待っておりました。

このたび3か月余り経過いたしましたが、農地として適正に利用できる状態に復元されていることを確認したことで、先ほど申し上げましたとおり、追加議案とさせていただくことといたします。

ご審議賜りますよう、お願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

ただ今事務局より説明がありました1件について、まず地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 16号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元委員さんからは問題ないということではあります、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、経営を行っている旨の証明書を交付いたします。

報告承認案件

議長 それでは最後になりますが、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それではご報告をさせていただきます。

議案書は、28ページ以降でございます。

令和7年10月16日から、令和7年11月4までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知24件、農地法第3条許可取消願いを1件受理するとともに、西条市農地バンクへの農地登録を2件行いました。また、地区委員と協議し、非農地判断を2件通知いたしました。ご対応くださった委員さん方、誠にありがとうございました。

以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議長 ありがとうございました。

ただ今事務局より報告がありましたら、何かご意見、ご質問等ありますか。

(意見なし)

議長 ありがとうございます。

ないようでございますので、報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしましたが、この際ですので、委員の皆さんの方から何かご意見等がございましたらお受けしますが、ございませんか。

(意見なし)

議長 ないようでございますので、本日の総会はこれで終了したいと思います。慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	原案承認
報告事項	報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）	原案承認

9. 閉会の日時

令和7年11月25日 午後2時59分